

## 雇用調整助成金の支給対象者が変更されるのでご注意を！！

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の休業、教育訓練または出向を行った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成する制度です。

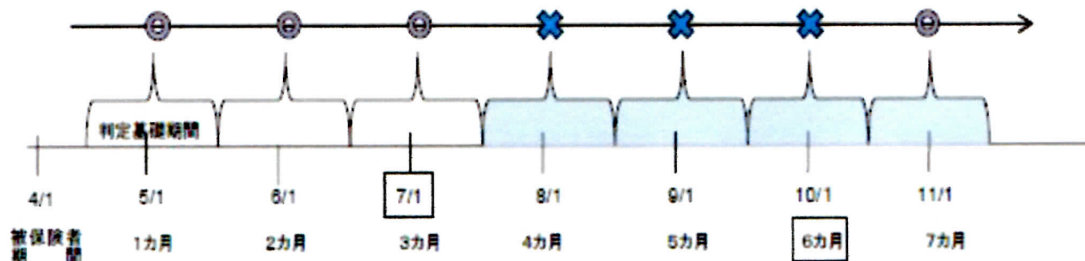
雇用調整助成金の計画届の受理事業所数は、リーマンショック以後、平成21年10月に84,481件という最高値を記録して以来、平成23年2月までは段階的に減少してきていましたが、震災の影響で3月以降増加に転じています。

さて、このような中、厚生労働省から雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金（以下、「雇用調整助成金等」という）に関し、支給対象者が下記の通り変更されることが発表されましたので、今後注意が必要です。

**判定機関の初日が平成23年7月1日以降の申請分から  
被保険者期間が6ヵ月未満の労働者は、雇用調整助成金・中小緊急雇用安定助成金の、対象からはずれます。**

※ 判定基礎期間とは、助成金申請の単位となる期間で、賃金締切期間と同じです。休業等を行う日の属する判定基礎期間の初日が平成23年7月1日以降の申請からは、判定基礎期間初日の前日において、被保険者期間が6ヵ月未満の労働者は助成金の対象となりません。

【例】平成23年4月1日に新たに被保険者となった人の場合、○の判定基礎期間は対象となり、✕は対象となりません。



### ●震災に伴う特例措置

東日本大震災に伴う、特例措置が受けられる次の①～③の事業主については、平成23年7月1日以降も引き続き、被保険者期間が6ヵ月未満の労働者も助成金の対象となります。

- ① 青森、岩手、宮城、福島、茨木、栃木、千葉、新潟、長野県の災害救助法適用地域に所在する事業主
- ② ①の災害救助法適用地域に所在する事業所と一定規模以上（総事業量などに占める割合が3分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主
- ③ ②の事業所と一定規模以上（総事業量などの2分の1以上）の経済的関係を有する事業所の事業主